

2021年4月30日

横浜市長
林 文子 様

一般社団法人 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会
会長 藤田 寛
一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会
会長 池田 陽子

横浜市における生活保護申請への不適切な対応に対する要望書

平素より、私どもソーシャルワーカー二団体に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年2月22日(月)に生活保護の申請のため神奈川区生活支援課に来所された方の生活保護申請の受付を行わなかった件(以下、「本件」と言います)について、貴市記者発表を拝読いたしました。今夜の寝場所にも困り相談に訪れた来談者の状況を考えると、社会福祉の専門職能団体であるソーシャルワーカー二団体としましては、大変遺憾であると考えたとともに強く憤りを感じます。このようなことが二度と繰り返されぬよう、以下の通り要望いたします。

記

1.はじめに

生活保護は憲法第25条に定められた、国民が健康で文化的最低限度の生活を保障する最後の砦です。本件では、来談者から生活保護申請の意思表示があったにもかかわらず、あたかも申請はできないかのような説明が貴市窓口担当者からなされたことは、私どもソーシャルワーカー二団体は大変遺憾に思います。このようなことが二度と起こらないように、あらゆる角度から原因追求をし、生活保護法を順守した対応を要望致します。

2.福祉専門職としての懸念

貴市は、全国に先駆け社会福祉職の「専門職採用」を行い、その歴史は50年を超えます。充実した研修システムをもち、かつ社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の資格を持たない職員に対しても資格取得支援制度を整え資格取得の促進を行うなど、福祉専門職育成についても早期からの取り組みを実施している行政機関であると、私どもは考えております。そのような取り組みを行っている貴市で本件のような事象が起こったことに対して、専門職能団体としては、問題の重大さに危惧をしております。専門職教育のあり方について、貴市としての自己点検の仕組みを構築され

ることを要望致します。

3.人の尊厳の再教育について

ソーシャルワーカーのグローバル定義では、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。」とされております。貴市の専門職採用の理念「個人の尊厳の保持と自立支援を基本とした相談援助活動を通じて、市民の福祉の向上に取り組む」と、その価値は共通しているものと考えます。しかしながら本件は、今夜の寝場所にも困り相談に訪れた方から生活保護の申請があったにもかかわらず、相談を退ける対応でした。これは、「個人の尊厳の保持」という貴市の理念がすべての職員まで行きわたっていないことを意味するものであり、生活保護法を理解していない職員がいるという問題を表しています。この点については、改めて全職員に再教育を行っていただくとともに、定期的な振り返りの機会をもつなど、全職員へ価値の共有ができるよう組織的な対応を要望いたします。

4.コロナ渦におけるホームレス支援の在り方について

貴市では、ホームレス自立支援施設を運営しており、ホームレスの方への支援も先駆的に取り組まれてきた経緯があると承知しております。しかしながら本件では、施設入所が生活保護の条件であるような誤った説明がなされました。この背景には、そうした豊富な社会資源があるが故にステレオタイプな対応を行い、本来の生活保護法にのっとった対応が出来なかったこともあるように拝察致します。このコロナ渦において職を失い、今まででは想定できなかった相談も増えているものと考えられます。今一度原点に立ち返り、来談者一人ひとりに寄り添い、法を順守した対応をして頂くよう要望致します。

また、来談者の増加により、担当者の業務量やそれに伴う心理的負担も増加しているものと拝察します。質の良い支援を提供するためには、適正な人員配置は欠かせません。質の担保との適正な人員配置の両立も併せてご検討くださいますようお願い致します。